

定款第3条及び第4条の規定に基づき次の事業を行った。

1 柔道整復術の医学的研究及び柔道整復師の資質向上を図るための事業

(1) 県学術研究会を開催した。

大学教授、医師等の学識経験者を講師に招き、会員や会員外柔道整復師及び学生等、一般に開かれた研究会を開催しているが、今年度もコロナ禍のため、ハイブリッドにて開催した。

(2) 超音波講習会を開催。(コロナ禍による開催中止)

柔道整復師を対象に超音波画像観察装置に対する知識と技術の向上を目的とした講習会の開催。

(3) 柔道整復学術講習会を開催した。

柔道整復師を対象に必要な最新の知識、技術の向上を目的とし、本会主催の講習会を開催。

柔道整復学術講習会の一事業として、今年度は「認定救護柔道整復師講習会」として、柔道整復師を対象に年4回開催した。

(4) 学術情報誌「HYOGO」(学会論文・学研のあゆみ)は、学術研究会の発表論文として発行した。

(5) 日本機能訓練指導員協会の事業に協力した。

2 県民の心身の健全な発達に関する事業

(1) 県内の小学生を対象に少年柔道大会を開催した。

青少年の健全な育成と柔道の発展のために、県下の小学生を対象に「兵庫県少年柔道形競技大会」「2022兵庫県柔道整復師会少年柔道大会」を開催した。また、大会優勝者などの優秀選手を選抜して、日整全国少年柔道大会に参加した。

(2) 災害時・各種スポーツ大会等に救護班を派遣した。

県・神戸市・加古川市等と災害時の協定及びボランティア活動に関する協定、覚書を交わし、合同防災訓練等への参加、災害等の発生時の活動に備えた。

県下各市町ならびに柔道連盟等主催の柔道大会や空手道大会、各地域マラソン大会をはじめ、自治体等が主催する各種スポーツ大会等に会員を救護員として派遣した。(今年度もコロナ禍の影響を受け大会等も減少された。)

(3) 健康ひょうご21県民運動に協力。

県民一人ひとりの健康寿命の延伸をめざして、健康づくりに役立つ講話や体操等の指導を行う講座や教室の開催、健康ひょうご21県民運動に協力した。

(4) 市民公開講座の開催。(コロナ禍による開催中止)

各分野の講師を招き、地域住民の健康管理の啓蒙、健康づくりの推進を目的として、講話や運動指導等の公開講座を開催。

(5) 公益活動の実施に向け医療人としての慈善事業の推進を図った。

市町等の各種団体から依頼のある各種行事やイベント等に会員を派遣し、健康管理や柔道整復に関する普及啓発を行った。

3 療養費受領委任払い制度の推進に関する事業

- (1) 公衆衛生の向上のために医療保険制度改革等への的確な対応を図った。
- (2) 保険講習会を本会会員、及び県下で開設の施術管理者を対象にハイブリッドにて開催した。
- (3) 各保険審査会に協力した。
- (4) 県下柔道整復師に対し、法人の歴史、組織、運営及び業務内容、健康保険等に関する指導を行い、柔道整復師としての資質向上を図った。
- (5) 保険取扱業務の内容を更に充実し、柔道整復施術療養費取扱いの適正化に努めた。
- (6) 日整が行う保険取扱実情調査に協力した。
- (7) 日整が開催する保険担当者会議に参加した。
- (8) 保険者による保険指導に対して協力した。
- (9) 保険必携を整備した。
- (10) 保険取扱制度に関する事業に協力した。